

仙台基署発 0721 第 1 号
令和 8 年 7 月 21 日

発注機関の長 殿

仙台労働基準監督署長

建設業における労働災害防止に向けた取組強化について
(要請)

日頃より労働行政の運営に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、建設業における令和 7 年の休業 4 日以上之死傷者数は、当署管内におきまして 140 人と前年比で 7 人の減少となり、3 年続けての減少となりました。

しかしながら、死亡災害は令和 7 年に 2 件発生しており、今年に入り、県内の建設現場で交通誘導の警備員がトラックに追突され死亡する災害が 2 件（いずれも当署管内の警備会社）発生するなど、県内において交通災害が多発している状況です。

また、昨年は立坑内で内燃機関を使用し、一酸化炭素中毒により死亡する災害が発生するなど工業中毒による労働災害が全国的に多発しました。

特に昨年夏季に建設業における重篤な災害が多発しており、その原因をみると、暑熱環境によるもののほか、熱中症対策のため、作業時間の確保が難しく、作業手順の短縮や省略行動、単独での作業などの不安全行動が労働災害の発生要因となるケースが多くみられました。

令和 7 年 5 月 14 日付けで公布された改正労働安全衛生法により、建設現場等で働く個人事業主のほか、警備員や資材運搬者などの作業従事者による労働災害の防止を図るため、注文者等に必要な措置を講ずるよう求められています。

つきましては、改正労働安全衛生法に基づく措置も含め、建設現場で作業に従事するすべての者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、下記について御配慮いただくとともに、工事受注者にこれを周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 トラック等による資材の運搬、事業場や自宅から建設現場への往復などにおける交通災害を防止するため、時間に余裕をもった運行に配慮するとともに、運転者に対し道路交通法関係法令の規定を順守させ、危険予知を行うなど必要な教育を行わせること。

- 2 工事現場における交通誘導警備においては、交通規制（特に規制線を設置及び撤去する作業）、工事用機械や工事用車両の運行経路、作業半径・旋回範囲内や吊り荷の下に立ち入らないよう、建設現場と警備会社と連絡調整を徹底し、安全な警備計画を作成すること等について特段の配慮を行うこと。
- 3 硫化水素中毒や酸欠、一酸化炭素中毒などの工業中毒を防止するため、事前調査に基づく作業計画の作成、適切な測定・換気の実施、作業主任者の選任など酸素欠乏症等防止規則に基づく措置のほか、自然換気が不十分な場所での内燃機関の使用禁止の徹底など必要な指導を行うこと。
- 4 建設業従事者や警備員による熱中症予防も含め、施工時の安全衛生を確保するために適切な熱中症対策等の施設対応や水分・塩分補給・身体を冷却するための衣服などの備品等対応に必要な経費を計上する等の配慮を行うこと。
また、受注者より、熱中症対策の強化の観点から、酷暑時の作業時間の短縮やこれに伴う工事内容や工期等の変更について申し出があった場合は、誠実に協議に応じ、発注者のルールに従って適切に対応すること。
- 5 熱中症対策のため、作業時間の確保が難しく、作業手順の短縮や省略行動、単独での作業などの不安全行動が労働災害の発生要因となるため、現場巡視等の強化により、作業手順書等の遵守状況、不安全行動の有無等について確認するとともに、必要な指導等を行うこと。

以上

